
今月の視点 — 中国が外国人就労者をランク付けへ

経済調査部 齋藤 尚登

国家外国専門家局が9月27日付けで発表した通知に、外資系企業や現地で働く外国人就労者が困惑している。中国は2017年4月以降、外国人就労者をA類（外国ハイレベル人材）、B類（外国専門人材）、C類（外国一般人材）にランク付けし、C類については国による割当管理を実施する。北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、広東省、四川省、雲南省、寧夏回族自治区では先行して実施し、北京市は2016年12月1日付けで実施する。

A類は、(1) 中国の中央・地方政府の人材計画で選定された者、(2) 国際的に公認された実績に関する基準に適合する者、(3) 市場動向に基づく奨励類の職位に必要な外国人材、(4) イノベーション・起業人材、(5) 優秀な青年人材、(6) ポイント制（後述）で85点以上の者、のいずれかである。

B類は、(1) 学士以上の学位および2年以上の関連実務経験を持ち、一定の基準を満たす者、(2) 中国の大学で修士以上の学位を取得した優秀な卒業生、(3) 世界ランキング100位以内の外国の大学において学位を取得した卒業生、(4) 外国語の教員、(5) ポイント制で60点以上85点未満の人材、のいずれかである。

C類は、(1) 行政機関の許可または授権により雇用した者、(2) 中国と外国政府の間の国家間協議に基づき雇用した者、(3) 政府間協議に基づいてインターンを行う外国人青年、(4) ハイレベル人材とともに中国に来る家政サービスに従事する外国人、(5) 遠洋漁業などの特殊な分野に従事する外国人、(6) 季節性労務に従事する外国人、(7) その他、職位の割当管理が行われる外国人、であり、中国の労働市場の需要を満たし、国の政策の規定に適合する臨時的、季節的、特別な技能を持たない、またはサービスの業務に従事する一般外国人とされる。

次頁に国家外国専門家局が発表したポイント制の一覧表を付した。企業が人材を中国に派遣する場合、B類以上が望ましく、この一覧は一定の目安となる。自分でも試算してみたが、多くの駐在員はB類にランクされることになる。A類に分類されるのは、余程の高収入、高学歴、豊富な職務経験を有し、かつ働き盛りで、中国語も堪能なスーパー駐在員である。

政策の背景には、中国政府が「優秀」と考える人材の流入を促進する一方で、C類に分類される人材の流入を抑制することで、中国国内の一般労働者の雇用を守る目的があろう。広州市などでは不法滞在の外国人が増加し、現地の雇用や治安に悪影響を与えているとの報道がある。さらには、ポイント制では所得が多いほどポイントが加算されることから、収入を事前に申告させることで外国人就労者への課税を強化する狙いもあるのかもしれない。

しかし、全ての外国人就労者をランク分けすることの是非を含め、今回の政策は上策とはいえない。まず、世界中で高度人材の獲得競争が激化しているなか、A類には各種届出の優先対応などが実施されるというが、魅力ある優遇策ではない。一方で、若くてバイタリティー溢れる現地採用の優秀な外国人材、あるいは、各国で技術者や熟練工として働き、退職後に中国で現地雇用された優秀なシニア層が、C類に分類され、就労ビザの取得が難しくなったりするリスクがある。特に後者は、製造業における安全管理や技術向上に果たしてきた役割は小さくない。一部製造業や一般的なサービス業では、混乱が深まりかねないだけに、今後の動向には注意が必要であろう。

外国人就労者ポイント制一覧

ポイント項目	基準	得点
中国国内で採用する事業者が支給する年俸	45万元以上	20
	35万元以上、45万元未満	17
	25万元以上、35万元未満	14
	15万元以上、25万元未満	11
	7万元以上、15万元未満	8
	5万元以上、7万元未満	5
	5万元未満	0
教育程度または国際的な職業資格の証明書	博士または博士相当	20
	修士または修士相当	15
	学士または学士相当	10
関連する継続年数	2年を超える場合、1年増えるごとに1点追加	最高で15点
	2年	5
	2年未満	0
1年当たりの勤務時間	1年の勤務時間が9ヶ月以上	15
	6ヶ月以上、9ヶ月未満	10
	3ヶ月以上、6ヶ月未満	5
	3ヶ月未満	0
中国語レベル（最高10点）	中国語を学習言語とする学士およびそれ以上の学位	10
	中国語レベルテスト（HSK）5級以上	10
	中国語レベルテスト（HSK）4級	8
	中国語レベルテスト（HSK）3級	6
	中国語レベルテスト（HSK）2級	4
勤務地域	中国語レベルテスト（HSK）1級	2
	西部地区	10
	東北地区等の旧工業地区	10
年齢	中部地区の国家レベルの貧困県等の特別地区	10
	18歳以上25歳未満	10
	26歳以上45歳未満	15
	46歳以上55歳未満	10
	56歳以上60歳未満	5
世界的に有名な大学を卒業したか、グローバル500に選ばれた企業に就職した経験（最高5点）	60歳以上	0
	世界ランキング100位以内の外国の有名大学を卒業	5
省レベルの外国人就労管理機関の奨励ポイント加算	グローバル500に選ばれた企業に就職した経験	5
	地方経済の発展に特に必要な人材（省レベルの外国人就労管理機関が具体的な基準を制定する）	0-10

(出所) 国家専門家局文件・外專発[2016]151号より大和総研作成